



江別市火災予防条例の改正について

平成25年8月に京都府福知山市の花火大会において、多数の死傷者を出すという甚大な被害を伴う火災が発生しました。

この火災は、多数の人出で混雑する花火大会の会場において、火気器具を取り扱う露店商が、携行缶に入ったガソリンを発電機に補給しようとしたところ、気化したガソリンが噴出し、火気器具の火に引火し爆発したものです。

この火災から得た教訓を踏まえ、当市における類似火災を防止するため、江別市火災予防条例の一部が改正されました。

主な改正内容は次のとおりです。

1 消火器の準備と事前の届出

多数の方が集まる祭礼、縁日、花火大会、展示会などの催しに際して火気器具等（コンロ、グリドル、ストーブ、発電機など）を使用する露店などを開設する場合、『消火器の準備』と『事前の届出』が義務付けられました。

対象となる催しは、市民まつりや秋季例大祭をはじめ、大学祭や事業所における集客・販売イベントなどとしており、集合する方が個人的なつながりに留まると判断される場合は対象外としています。

（対象外の例）

- ・自治会や町内会の催し
- ・近親者によるバーベキュー
- ・幼稚園、保育園で父母が主催する餅つき大会等の行事
- ・学校の運動会

※学校祭などで不特定の方が出入りされる場合は対象

消火器の準備



届出書

消防署へ
『事前の届出』

ポイント

対象外であっても、火災の発生危険が無くなる訳ではありません。火気器具の取り扱いに注意するほか、水バケツを準備するなど、火災予防に努められますよう、お願いいたします。裏面の注意事項もご参照願います。



2 大規模な催しにおける防火管理

江別市消防長が定める要件に該当する大規模な催しを主催する場合、『防火担当者の選任』、『火災予防上必要な計画の作成及び提出等』が義務付けられ、開催の14日前までに計画書を提出しなかった場合には30万円以下の罰金が科されることとなりました。

この要件とは、消防長が定める次の場所において開催される屋外での催しのうち、『露店の出店数が100店舗以上』かつ『1日当たりの人出予想が10万人以上』となる大規模な催しをいいます。

この規定は、要件に該当する催しの主催者からの意見聴取及び過去の開催実績等を踏まえ、消防長が指定した場合に適用されます。

(消防長が定める場所)

江別駅前通り周辺・野幌駅前通り周辺・大麻中央公園・江別市役所周辺・北海道立野幌総合運動公園



～火気器具を使用する際の注意事項～

- ・火災予防上安全な距離をとる！
可燃物の近くで使用しない。(風よけに段ボールなどの可燃物を使用することは絶対におやめください。)
- ・火気器具は安定した場所で使用する！
転倒や落下などにより火災が発生する可能性があります。
- ・燃料配管は器具に確実に接続する！
ホースバンドを使用する。劣化した古いホースを使用しない。

届出が必要な方へ

届出に際しては、届出用紙(所定の様式)2通を最寄りの消防署へ提出してください。
なお、届出用紙については、消防署予防課や消防署各出張所で配布しているほか、消防本部のホームページ(<http://www.city.ebetsu.hokkaido.jp/site/firedep/>)からダウンロードできます。

この改正条例の施行日は本年8月1日です。

改正条例の対象となる催しについて、火災の発生を防止する観点から、必要に応じて消防職員が催しに立ち入る場合もありますので、あらかじめご了承ください。



また、催しを開催するにあたり、改正条例の対象となるかなど、ご判断に迷われる場合は、最寄りの消防署まで、お早めにご相談ください。

【お問い合わせ】

江別市消防署 予 防 課	Tel	382-5430
江別出張所	Tel	382-2075
野幌出張所	Tel	382-3444
大麻出張所	Tel	386-8333